

# 令和8年度 大阪デジタルインフラ整備計画策定業務委託仕様書

## 1. 業務名

大阪デジタルインフラ整備計画策定業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務の趣旨・目的

大阪府は、首都機能のバックアップと今後の AI 社会において必須となる電力、通信、データセンターなどのデジタルインフラを整備するため、関係企業や大学等を交えた「大阪デジタルインフラ整備推進協議会」（仮称）（以下、協議会という。）を設立する。協議会においては、デジタルインフラ整備のための計画策定のほか、整備に伴う効果の検証やデータセンター集積候補地の要件検討および設置に関する企業との調整、国に対する規制改革の働きかけなどを行う。本業務では、大阪府がデジタルインフラを整備するにあたっての計画策定のほか、協議会の運営を円滑に行う。

## 3. 業務内容及び提案を求める事項

主な業務内容は以下のとおりとする。受託者は、デジタルインフラ整備のための計画策定に加え、運営に必要な事務手続のほか、参加企業等との連絡調整や諸外国を含む先進事例の調査、会議運営サポートなどを行うこと。

### (1) 大阪デジタルインフラ整備計画の策定

- i. 大阪デジタルインフラ整備計画の項目案は別紙を想定するが、本府と協議して、項目案を確定すること。
- ii. 協議会を通じて、下記を検討・とりまとめること。必要に応じ、協議会参加企業等に個別にヒアリングを行い、情報を補足することを想定している。
  - ・大阪圏域における集積候補地の条件検討
  - ・電力、通信ほか、データセンター関連の規制の整理
    - ※データセンター集積にあたり、電力需要の急増が予想されることから、電力の安定供給が維持できるかの検証も進めること。
  - ・デジタルインフラ整備に伴う地域効果を以下の点について検討を実施し、取りまとめること。
    - ① データセンター建設に伴う経済効果（サプライチェーンや税収等）
    - ② データセンター集積に伴う産業振興（AI 産業や超低遅延産業等）
    - ※デジタルインフラ整備が周辺地域の環境や利用状況に与える影響、および地域との調和に向けた配慮事項について、必要に応じて整理すること。
- iii. i ii を踏まえ、本府と協議の上、大阪圏デジタルインフラ整備計画案を策定すること。

#### 【提案を求める事項】

- ・デジタルインフラ整備に向けた大阪府の現状レポート
- ※地域特性や周辺地域の環境等を考慮するなど、都市計画の視点を含めること。

### (2) 先進事例（諸外国含む）の調査および協議会への提言

- ・データセンター集積地における施策の調査
- ・上記調査結果のうち、成功事例を踏まえた施策提言

**【提案を求める事項】**

- ・調査対象の選定理由
- ・先進事例調査及び分析の進め方や手法及び内容（調査対象、調査項目、調査方法、サンプル数等）

**(3) 協議会運営および連絡調整**

- ・デジタルインフラ整備において協力が必要な事業者の選定および巻き込み
- ・協議会への有識者の招へい
- ・協議会の事務・連絡調整などの運営全般業務（協議会総会を年2回、検討会を年4回実施することを想定）

**【提案を求める事項】**

- ・有識者の候補（分野・役割を含む）

**4. 契約期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

**5. 委託上限額**

36,520,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※本業務を実施するすべての経費を含む。

**6. 成果物**

デジタルインフラ整備計画書、会議の議事録のほか、年度末には事業全体の実施結果をとりまとめ、報告書として納品すること。成果品及び提出部数は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 2部
- (2) 報告書の概要 2部
- (3) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式 ※データのみでの納品
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ

※電子データは、メールまたは本府が指定する専用サイトにアップロードする形で提出すること。

※電子データの作成について、ソフトウェアは Word（マイクロソフト社製）及び Excel（同社製）、PowerPoint（同社製）を使用すること。

※電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、チェック日付及び使用ソフトウェアを表面に記載すること。

※成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにしておくこと。

**7. 秘密の保持**

- ・受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

- ・本業務の遂行にあたり発注者から提供した情報については、機密保持に努めるとともに、電子データのパスワードの設定などセキュリティ対策を講じなければならない。

## 8. 所有権・著作権の帰属

- ・本委託契約により受注者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、発注者に帰属する。
- ・受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 9. 再委託の取扱い

- ・受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受注者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面にて発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。なお、その場合においては、仕様書に定める事項について遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

## 10. その他

- ・業務の実施にあたっては、事前に発注者との十分な協議を行った上で進めること。
- ・業務内容の計画・実施等に伴って必要業務が生じる場合、当該業務は委託業務に含めるものとする。
- ・本業務は、次年度の当初予算成立後に効力が生じる事業であるため、議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがあるものとする。

## 【別紙】

### 大阪デジタルインフラ整備計画の項目案（想定）

#### ①目的と目標

- ・ デジタルインフラ整備の目的を明確にする。
- ・ 短期および長期の目標を設定し、具体的な成果指標を定める。

#### ②現状分析

- ・ 現在のデジタルインフラの状況を評価し、課題を特定する。
- ・ デジタルインフラに関するニーズ分析と予測を行う。

#### ③対象範囲とスコープ

- ・ 計画の対象となる地域や期間を明確にする。

#### ④実施スケジュール

- ・ 各段階の実施スケジュールおよびマイルストーンを策定する。

#### ⑤ステークホルダーの整理

- ・ 関係者（行政機関、民間企業、地域住民など）の役割と責任を明確にする。
- ・ ステークホルダーとのコミュニケーション計画を策定する。

#### ⑥評価とフィードバック

- ・ 計画の進捗を評価するための指標を設定する。
- ・ 定期的なレビューとフィードバックの仕組みを導入する。